

平成 29 年度 甲種防火管理再講習の案内について

開 催 日 時	平成 29 年 10 月 10 日 (火) 13:30 ~ 16:20		
講 習 会 場	坂井市春江町随応寺 17-10 『嶺北消防組合消防本部 講堂』 ※坂井市役所春江支所 4 階		
定 員	50 名 (定員になり次第、締め切ります。)		
講 習 科 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理に関する消防法令等の改正概要 ・ 火災事例等に基づく防火管理対策 		
テキスト料	1,510 円		
申 込 期 間	平成 29 年 9 月 19 日 (火) ~ 9 月 29 日 (金)		
申 込 方 法	<p>受講希望者は、下記の消防署 (予防指導課) にて申請書の配布を受けるか、または嶺北消防組合ホームページの (各種講習会等) から申請書をダウンロードして、必要事項を記載のうえ申込みを行ってください。</p> <p>なお、あわら市、坂井市の事業所に勤務又は居住する者以外の方で、ホームページからダウンロードして当該申請をする場合は、下記の消防署 (予防指導課) の窓口で、事前に申込状況の確認を行ってください。</p>		
問 合 先	所 属	所 在 地	電 話 番 号
	嶺 北 消 防 署	坂井市春江町随応寺 17 号 10 番地	51-0911
	嶺北あわら消防署	あわら市花乃杜 5 丁目 2 番 3 号	73-0119
	嶺北丸岡消防署	坂井市丸岡町愛宕 1 番 1	66-0119
	嶺北三国消防署	坂井市三国町中央一丁目 1 番 36 号	82-6119

平成29年度 甲種防火管理再講習案内

嶺北消防組合消防本部

消防法施行令第3条第1項の規定に基づく甲種防火管理再講習を下記のとおり実施します。

記

1 受講対象等

(1) 甲種防火管理再講習（以下「甲種再講習」という。）

甲種防火管理新規講習修了後に消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者として従事している者。

・特定防火対象物のうち、収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者（5年以内ごとの受講が必要）

平成16年4月27日 消防庁告示第2号

2 講習日時・会場・科目等

(1) 日時

甲種再講習（定員 50名）

平成29年10月10日（火） 13:30～16:20

◎当日の受付時間は、13時00分から13時30分まで

(2) 会場

坂井市春江町随応寺17-10

「嶺北消防組合消防本部 講堂（坂井市役所春江支所4階）」

(3) 講習科目

講習 課 程	13:00～13:30	受付
	13:30～13:40	オリエンテーション
	13:40～14:40	防火管理に関する消防法令等の改正概要
	10分休憩	
	14:50～15:50	火災事例等に基づく防火管理対策
	15:50～16:20	質疑応答（修了証交付）
	16:20	講習会終了

3 申込み方法

(1) 申込みに必要な書類等

ア 甲種防火管理再講習申込書及び防火管理再講習受講票（以下「申込書及び受講票」という。） 1通

※最寄りの消防署にあります。また、嶺北消防組合ホームページ（防火管理再講習又は届出・申請）からもダウンロードができます。

イ 写真1枚

※最近6ヶ月以内に撮影された無帽、正面3分身の写真で縦4cm横3cmのもの。白黒・カラーは問いません。デジタル画像も可能です。

ウ 現在、所持している甲種防火管理講習または甲種防火管理再講習の課程を修了したことを証する「修了証」

※修了証を亡失した場合は、受講した消防機関で再交付手続きを行ってください。

(2) 申込みの際は、上記の「申込みに必要な書類等」を準備して、下表の消防署（予防指導課）にて申込みを行なってください。

なお、ホームページの（防火管理再講習又は届出・申請）からダウンロードして当該申込みをする場合は、下表の消防署（予防指導課）で、事前に申込状況の確認を行ってください。

申込みをされた方は、その場で受講票の交付を受けてください。

(3) 申込期間等

平成29年9月19日（火）から9月29日（金）までです。

上記の期間内の平日8時30分から17時15分までです。

※ただし、定員（50名）に達した場合は、期間内でも申込みを締切りますのでご注意ください。

4 受講時の注意事項

(1) 講習当日、会場での受付は13時00分から行いますので、講習を開始する13時30分までに済ませてください。

(2) 講習当日は、受講票・筆記用具を忘れずに持参してください。

(3) 講習では、次のテキストを使用します。

「 図説 防火管理〔再講習〕」（東京法令出版：平成28年度版）

(4) テキスト料（教材実費）として、講習当日の受付時に上記のテキストと引換えに現金にて1,510円を徴収いたします。

なお、テキスト料に係る領収書（東京法令出版）を、講習当日の受付の際に配布いたします。

(5) 欠席、遅刻（5分以上）及び講習途中での退席（1科目5分以上）は欠講扱いとし、修了証の交付はできませんのでご注意ください。

5 受講についてご不明な点は、最寄りの消防署（予防指導課）へお問い合わせください。

所 属	連 絡 先	所 在 地
嶺北消防署予防指導課	0776-51-0911	坂井市春江町随心寺17号10番地
嶺北あわら消防署予防指導課	0776-73-0119	あわら市花乃杜5丁目2番3号
嶺北丸岡消防署予防指導課	0776-66-0119	坂井市丸岡町愛宕1番1
嶺北三国消防署予防指導課	0776-82-6119	坂井市三国町中央一丁目1番36号